

## 施策の推進

持続可能な都市を実現するには、居住の誘導や都市機能の誘導を積極的に図る施策の推進や、地域の特性を活かした地区交流拠点などの形成を図る施策の推進、容易に移動できる公共交通などによるネットワークの形成を図る施策の推進が必要になります。そのため、関連計画とも強く連携し、施策を展開していきます。

### 居住誘導区域の施策の推進

### ネットワークの施策の推進

### 都市機能誘導区域の施策の推進

### 地区交流拠点などの施策の推進

## 目標値

「藤枝市立地適正化計画」によるまちづくりの進捗を把握し、また、見直しの検討材料となる目標値と期待される定量的な効果を設定します。

### ◆居住誘導区域の目標値

	現況値 2015年 (平成27年)	目標値 2030年 (平成42年)
人口密度 (人/ha)	57	57

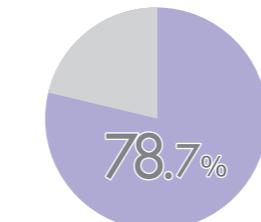
### ◆ネットワークの目標値

	現況値 2015年 (平成27年)	目標値 2030年 (平成42年)
路線バスと乗合タクシーの利用者数 (人/年)	1,407,000	1,407,000

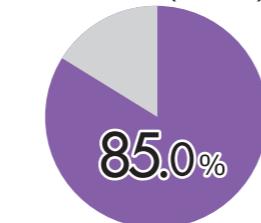
### 藤枝市

#### 住みやすさの満足度の割合

現況値 2014(平成26年)



目標値 2030(平成42年)



### ◆都市機能誘導区域(都市拠点)の目標値

	現況値 2017年 (平成29年)	目標値 2030年 (平成42年)
歩行者通行量 (人/12時間)	12,384	13,300

### ◆都市機能誘導区域(文化交流拠点)の目標値

	現況値 2014年 (平成26年)	目標値 2030年 (平成42年)
文化施設の利用者数 (人/年) (人/日)	457,396 (1,382)	510,000 (1,556)

## 進行管理

「藤枝市立地適正化計画」は、時間軸をもったアクションプランです。具体的な事業の進行管理は毎年行い、目標値や期待される効果は、おおむね5年ごとに行われる国勢調査や市民意向調査によって評価を行い、必要に応じて計画の内容や施策について見直し、都市計画審議会などに意見を求めてまいります。



詳細は藤枝市ホームページをご覧ください

藤枝市ホームページ <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>  
(ホーム▶組織から探す▶都市建設部▶都市政策課▶市の計画・取り組み▶藤枝市立地適正化計画)



お問い合わせ先

藤枝市都市建設部都市政策課 TEL.054-643-3373 FAX.054-643-3280  
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号 E-mail toshiseisaku@city.fujieda.lg.jp

2018年3月(平成30年)

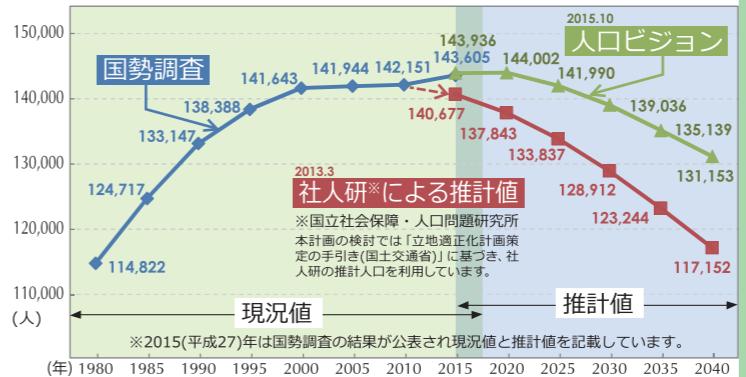
## 概要版

# 藤枝市立地適正化計画

## 立地適正化計画について

「立地適正化計画」とは、まち全体を見渡し、住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業などの利便施設が身近に立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携し、人口減少社会に対応するまちづくりを行うものです。本市においても、人口減少が予測されています。そうした中でも、健康で豊かな生活を持続できる新しいまちづくりを促進させるため、「藤枝市立地適正化計画」を策定しました。

### ●本市の将来人口推計



## 目指す都市像

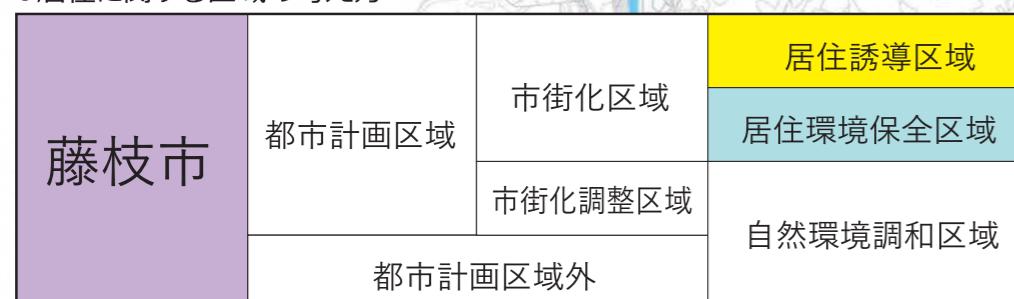


# 居住や都市機能を集積する区域

## 居住を集積する区域

人口減少の中にあっても、生活サービスやコミュニティを継続的に確保していくことが重要です。そのためには、都市的土地区画整理事業の一定エリアにおいて人口密度を維持していく必要があります。以上のことから、本市の居住に関する区域の考え方を以下とおりとします。

### ●居住に関する区域の考え方



### 居住誘導区域

持続可能な都市を目指すため、居住の誘導を図り、人口減少社会においても、人口密度の維持を図る区域。

### 居住環境保全区域

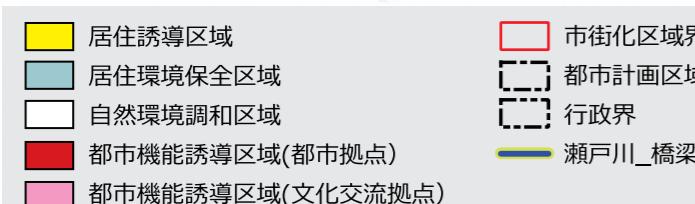
これまでの居住環境が将来にわたり保たれ、安心して生活することができるよう、災害対策、インフラの適切な維持、中心市街地までのアクセス性の確保を図る区域。

#### ※市街化区域のうち居住誘導区域に含まない区域

災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、工業専用地域、工業地域、準工業地域の一部

### 自然環境調和区域

里山に囲まれた中山間地域、南部の田園地域、市街化区域に隣接し田園にも程近い住宅地など、地域ごとの特性を活かし、多様な自然環境と調和し、ゆったりとした暮らしができる居住環境を保つ区域。



## 都市機能を集積する区域と 誘導する都市機能の設定

医療・福祉・商業などの都市機能をまちの中心となる拠点に誘導、集積し、他の各拠点とがネットワークされることで、人口減少社会の局面を迎えて、これらの各種サービスの提供が可能となります。そのため、都市機能誘導区域を都市拠点と文化交流拠点に設定し、都市機能の誘導を図ります。

### 都市機能誘導区域(文化交流拠点)の誘導施設

行政機能………市役所※  
介護福祉機能…福祉センター、老人福祉センター、障害福祉サービス施設(地域活動支援センター)  
医療機能………病院  
子育て機能………保育所(民設)、児童館、子ども発達支援センター  
放課後児童クラブ(民設)  
教育機能………大学・短期大学、専修学校、各種学校  
商業機能………スーパーマーケットなど※  
(売場面積 1,000m<sup>2</sup>以上、ただし、大規模商業施設は除く)  
文化機能………市民ホール(公設)※、コンベンションセンター(民設)、図書館※、博物館※、美術館※、映画館・劇場・観覧場  
金融機能………銀行など  
その他………駐車場、駐輪場

※誘導施設のうち、都市機能誘導区域(文化交流拠点)において、拠点の機能充実及び活性化のため、特に立地が望まれる誘導施設

### 都市機能誘導区域(都市拠点)の誘導施設

行政機能………窓口サービス※  
介護福祉機能…福祉センター、老人福祉センター、障害福祉サービス施設(地域活動支援センター)  
医療機能………病院  
子育て機能………保育所(民設)、児童館、放課後児童クラブ(民設)  
教育機能………大学・短期大学※、専修学校※、各種学校※  
商業機能………大規模商業施設※(床面積の合計が 10,000m<sup>2</sup>超)  
スーパーマーケットなど※(売場面積 1,000m<sup>2</sup>以上)  
文化機能………市民ホール(公設)、コンベンションセンター(民設)※、図書館、博物館、美術館、映画館・劇場・観覧場  
金融機能………銀行など  
その他………駐車場※、駐輪場

※誘導施設のうち、都市機能誘導区域(都市拠点)において、拠点の機能充実及び活性化のため、特に立地が望まれる誘導施設

## 誘導区域外での届出制度

都市再生特別措置法第88条及び108条の規定に基づき、「居住誘導区域外」または「都市機能誘導区域外」において一定規模以上の開発行為、建築等行為を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所について、市に届け出ることが必要です。この届出制度は、誘導区域外における開発等の動きを把握することを目的としたものです。